

令和８年度「秋の全国交通安全運動」三木市実施要綱

- 1 目 的 この運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。
- 2 期 間 令和８年９月２１日（月）～９月３０日（水）までの１０日間
 （運動初日の９月２１日は「交通安全意識を高める日」、
 ９月３０日を「交通事故死ゼロを目指す日」とする。）
- 3 スローガン 交通ルール わたしが守る 三木のまち
- 4 推進テーマ みんなでつくる 通学路の交通安全
 思いやる 気持ちで守る 高齢者
- 5 主 唱 三木市交通対策委員会
- 6 運動重点
 (1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
 (2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
 (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用の促進
- 7 運動重点に関する主な推進項目
 (1) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
 - ◆ 信号の遵守や横断歩道の通行等基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性に関する広報啓発の推進
 - ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実践
 - ◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践
 - ◆ 幼児・児童の視野の狭さ、体格（体が小さいため車の死角に入りやすい等）や行動特性（安全確認せず飛び出す等）、また、高齢者の加齢に伴う身体機能の変化を踏まえ、対象に応じた適切な交通行動を促す交通安全教育等の推進
 - ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と着用促進
 - ◆ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する通学路等における地域や家庭が一体となった見守り活動の推進
 - ◆ 子どもの移動経路安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

- ◆ 「生活道路は人が優先」という意識の浸透と「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ◆ 生活道路における法定速度引き下げに関する広報啓発の推進

(2) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- ◆ 夕暮れ時における早めのライト点灯と夜間の対向車や先行者がいない状況におけるハイビーム活用の推進

点灯推奨時間	秋季・冬季（9月～2月）午後4時
--------	------------------

- ◆ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知
- ◆ 飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発の推進
- ◆ 飲酒運転を許さない社会環境を醸成するため、飲酒運転追放「三ない運動」の徹底と「飲酒運転追放宣言」への賛同促進やハンドルキーパー運動の促進
- ◆ 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底
- ◆ 運転中の通話や画像を注視する「ながらスマホ」の危険性についての広報啓発の推進
- ◆ 全座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正使用の徹底
- ◆ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ◆ 地域・事業所等と連携し、外国人運転者に母国との交通ルールの違いを理解させる交通安全教育と広報啓発の推進
- ◆ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用等による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ◆ 自転車利用者に対するライフステージに応じた分かりやすい交通安全教育と広報啓発の推進
- ◆ 自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解と着用の促進に向けた広報啓発の推進
- ◆ 「自転車安全利用五則」を活用した交通安全教育の推進
 - ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 - ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用
- ◆ 夕暮れ時間帯等における灯火点灯の徹底、反射材用品の取付けと定期的な点検整備の促進
- ◆ 自転車損害賠償保険等加入義務の周知と加入促進
- ◆ 特定小型原動機付自転車の安全利用に向けたヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の徹底

8 推進（協働）機関・団体

《推進機関・団体》〈順不同〉

三 木 市
三 木 市 教 育 委 員 会
三 木 市 議 会
三 木 市 消 防 署
兵 庫 県 加 東 土 木 事 務 所

三 木 警 察 署
三 木 交 通 安 全 協 会
三 木 自 家 用 自 動 車 協 会
三 木 地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員 協 議 会

《協働機関・団体》〈順不同〉

三 木 市 区 長 協 議 会 連 合 会
三 木 市 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
三 木 市 小 ・ 特 別 支 援 学 校 校 長 会
三 木 市 中 学 校 校 長 会
三 木 市 連 合 P T A
兵 庫 県 立 三 木 高 等 学 校
兵 庫 県 立 三 木 東 高 等 学 校
兵 庫 県 立 吉 川 高 等 学 校
兵 庫 県 立 三 木 北 高 等 学 校
関 西 国 際 大 学
三 木 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ
三 木 み どり ロ ー タ リ ー ク ラ ブ
三 木 東 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ
吉 川 交 通 株 式 会 社
生 活 協 同 組 合 コ ー プ こ う べ 共 同 購 入 セ ン タ ー 三 木
フ ァ イ ブ ス タ ー タ ク シ ー ㈱ 小 野 ・ 加 東 ・ 三 木 営 業 所

イ オ ン 三 木 店
三 木 商 工 会 議 所
吉 川 町 商 工 会
三 木 青 年 会 議 所
三 木 市 商 店 街 連 合 会
三 木 市 社 会 福 祉 協 議 会
三 木 市 医 師 会
三 木 市 消 防 団
兵 庫 県 自 動 車 整 備 振 興 会 三 木 支 部
三 木 安 全 運 転 管 理 者 責 任 者 部 会
三 木 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ
三 木 中 央 ラ イ オ ン ズ ク ラ ブ
兵 庫 県 ト ラ ッ ク 協 会 東 播 支 部
神 姫 バ ス ㈱ 三 木 営 業 所
J P ロ ジ ス テ ィ ク ス ㈱ 三 木 小 野 支 店
三 協 交 通 有 限 会 社